



山形県公報

平成22年10月19日（火）
第2187号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財 政 課）…1109
- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………（子育て支援課）… 同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（置賜総合支庁農村計画課）… 同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…1110
- 同……………（ 同 ）… 同
- 公共測量の実施の通知……………（用 地 課）… 同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（村山総合支庁地域振興課）…1111
- 山形県労働委員会委員候補者の推薦……………（雇用対策課）… 同

## 告 示

### 山形県告示第825号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成22年9月21日招集した山形県議会定例会は、同年10月8日閉会した。

平成22年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第826号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「年0.65パーセント」を「年0.70パーセント」に、「年0.45パーセント」を「年0.50パーセント」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成22年9月9日から適用する。
- 平成22年9月9日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第827号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、野川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所            |
|----------|------|---------------|
| 理事       | 片倉 功 | 長井市平山1891番地 1 |

**山形県告示第828号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日  
平成22年10月6日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第829号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
袖浦土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市坂野辺新田字地続山973番地の4
- 3 認可年月日  
平成22年10月6日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第830号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡小国町大字五味沢地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成22年10月4日から同月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級基準点測量）

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成22年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成22年10月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
NPO法人尾花沢総合スポーツクラブ
  - (2) 代表者の氏名  
鈴木宗哉
  - (3) 主たる事務所の所在地  
尾花沢市新町三丁目5番35号（尾花沢市体育館内）
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、「いつでも、どこでも、だれとでも」気軽に楽しめるスポーツ活動の振興を図り、地域住民の健全な心身の保持増進、地域に根ざしたスポーツ環境づくり及び健康で明るく活力に満ちたまちづくりに寄与することを目的とする。

山形県労働委員会の第41期委員の補欠の使用者委員を1名任命したいので、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり使用者委員の候補者の推薦を求める。

平成22年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 推薦資格を有するもの  
山形県の区域内のみに組織を有する使用者団体
- 2 推薦される者の資格  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。
- 3 推薦手続  
別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。
  - (1) 被推薦者の履歴書
  - (2) 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
  - (3) 推薦をする使用者団体の定款、寄附行為又は団体規約等の写し
- 4 推薦期間  
平成22年10月25日（月）から同月29日（金）まで
- 5 推薦書の提出先  
生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課

別記様式

年 月 日

山形県知事 殿

事務所の所在地

(電話番号 )

使用者団体名

代表者氏名

㊟

推 薦 書

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定による山形県労働委員会の第41期委員の補欠の使用者委員の候補者の推薦の求めに応じ、当該委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

| 氏 名 | 生年月日        | 住 所<br>(電話番号) | 連 絡 先<br>(電話番号) | 現 職 | 略 歴 | 備 考 |
|-----|-------------|---------------|-----------------|-----|-----|-----|
|     | 年 月 日生 ( 歳) | 郵便番号          | 郵便番号            |     |     |     |